
2026年度日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業 募集要項（7月期募集）

7月期募集地域

◇香港

2026年7月
農林水産食品部 事業推進課

目次

1	事業概要と7月期募集内容	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール（7月期募集）	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	各地域募集内容		
	香港	-----	P7~16
7	キャンセル規定	-----	P17
8	出品者選考について	-----	P17
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P17
10	留意事項	-----	P18
11	免責規定	-----	P19
12	お問い合わせ	-----	P19

1. 事業概要と7月期募集内容

◆事業概要

1. 日本産食品の海外販路開拓・拡大を支援。海外20都市以上で貴社と商品を紹介

- 日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業（以下、GGW事業）は、ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ（Japan Street※）を活用し、日本産食品の海外販路開拓・拡大を目指す日本の事業者と商品情報を発信し、海外バイヤーへの情報発信、商談に向けた関心喚起を図ります。
- 2026年度は今回募集する地域を含め、本事業を実施する海外20都市以上の海外バイヤーに対して情報を発信します。
- 貴社の情報発信にあたり商品サンプルを提供、現地送付いただけるとその後の商談組成に効果的です。

2. 海外バイヤーとのオンラインまたは対面での商談機会を提供

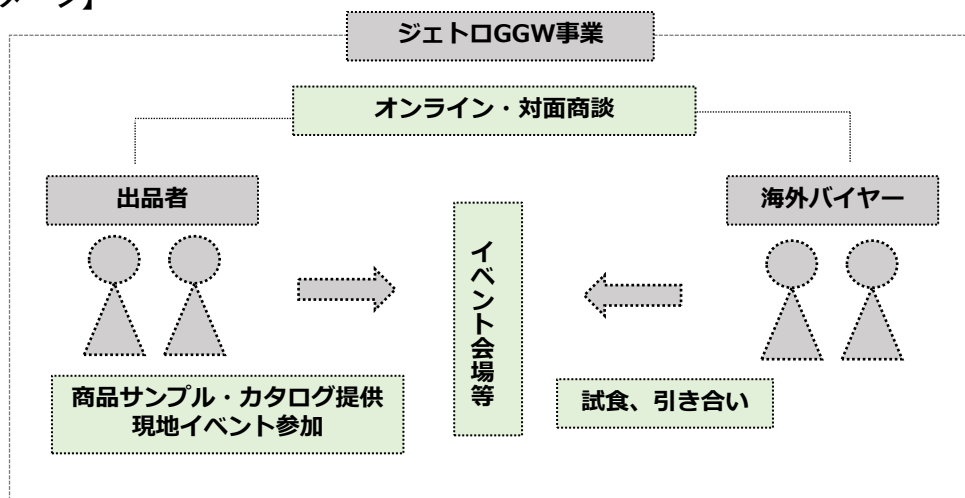
- 貴社商品に関心を示す海外バイヤーとオンラインまたは対面での商談機会を提供します。
- 対面商談の場合は、ジェトロが海外各地で実施する対面商談会に参加いただけます。

3. ターゲットの海外市場に合わせた事業を用意。日本産食品の浸透がこれからの新市場開拓も支援

- 2026年度はすでに日本産食品が浸透している国・地域のほか、今後の市場成長が期待される新市場、非日系市場での事業展開を強化します。

※ “Japan Street”については「ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ “Japan Street”（https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/）」を参照ください

【事業イメージ】



◆7月期募集地域と事業実施期間

7月期募集地域

<アジア>

- ・香港

※中国、北米は4月期に募集済ですが、中国は年間で募集中です。

事業実施期間

2026年7月中～2027年3月31日（予定）

実施国・地域により事業実施期間が異なります。詳細は「6.各地域募集内容」を参照ください。

2. 出品要件

◆本事業の主な対象者

- ・ 自社が取り扱う日本産食品の輸出先開拓、輸出拡大を希望されている方
- ・ 自社および自社製品を海外バイヤーに広く紹介し、輸出先開拓、拡大を希望されている方
- ・ 商談（オンライン、対面）参加を通じて、海外バイヤーとの商談参加を希望されている方
- ・ 新たな市場の開拓を目指している方

◆出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

（ご参考）

- ・ ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
- ・ 海外の食品規則チェックサイト OMARS
<https://export-regulations.maff.go.jp/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者があること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

【輸出に関する規制関連のお問合せ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

3. お申し込み・出品の流れ

◆お申し込み・出品の流れ

STEP1

お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。
以下URLより登録をお願いいたします。
<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0094121T>

STEP2

Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

この度新たにJapan Streetへご登録いただく事業者様は、
STEP 1 の完了日から3営業日以降に、STEP2~3へお進みください。
出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。
<サプライヤーマイページ(e-Venue)>
https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS__c/Default?language=ja
<サプライヤーマイページ(e-Venue)利用の手引き>
https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf

STEP3

参加地域へのお申込み

STEP2で登録・修正された商品は即時に反映されます。マイページから出品を希望される商品のIDをご確認ください。
各地域の申込みフォームは、STEP1登録後の自動応答メールにてお送りします。参加を希望される地域を選択後、商品IDと共に必要な情報を記入ください。

ジェットロによる審査、審査結果通知
※審査の結果出品商品が一部制限される場合があります

STEP4

事業詳細に係る調整

ジェットロによる審査の結果、採択者様には各地域の担当者およびジェットロの業務委託先より、事業詳細のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡します。

4. 募集スケジュール（7月期募集）

STEP1 (お客様情報の登録)	STEP2 (Japan Streetへの商品登録)	STEP3 (参加地域への申込み)
7月1日（水） ～7月15日（水）	～7月22日（水）	～7月22日（水）

- ※ 7月期の募集国・地域は、本募集要項P3を参照ください。
- ※ 募集定員に達した場合、募集期間内でも途中締切の場合があります。あらかじめご承知おきのうえ、お早めにお申し込みください。
- ※ 中国、北米は4月期に募集済ですが、中国は通年で募集中ですので、ご関心のかたはジェットロまでご連絡・ご相談ください。

5. 費用負担・輸送・商談における留意点

◆費用負担

➤ 主催者（ジェトロ）による負担内容

- ・ 商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費）
- ・ バイヤー来場アレンジ費
- ・ 商品サンプル保管費
- ・ 現地指定倉庫到着後以降の輸送費等

➤ 出品者による負担内容

- ・ 商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）
- ・ 食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**
- ・ 輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用
- ・ その他上記「主催者（ジェトロ）の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照ください。

◆輸送における留意点

- ・ 参加される各地域で、輸送できる商品サンプルの温度帯が定められています。
- ・ 提供された商品サンプルの返却はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 輸送中の事故等で商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合でも、サンプル費用およびサンプル輸送費用等の返還、補償はできませんのであらかじめご了承ください（輸送等に係る保険の付保は出品者自身でお願いします）。
- ・ 輸送された商品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供するなど、本事業にて有効活用します。また賞味期限切れとなった場合は順次廃棄します。
- ・ その他詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

◆商談における留意点

- ・ 海外バイヤーが関心を示さない場合は、商談をセットできない場合もあります。
- ・ 商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、原則としてその後2年間、ジェトロ事業の選考で減点対象となりますのでご注意ください。
- ・ 海外バイヤーの都合で商談がキャンセルの場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談セットを試みます。
- ・ 同一バイヤーとの**商談手配は1回のみです**。商談後のバイヤーとのやり取りは、当事者間で直接行なっていただくことになります。

6. 香港-全体像

7 月期募集

◆年間スケジュール

今年度香港では、オンラインで商談を組成する通年商品紹介事業と、Food Expo PRO展（募集終了）及びジェトロ主催商談会（2回実施予定）の計3回の企画イベントを実施予定です。今回の7月期募集では、ジェトロ主催商談会（2回実施予定）および通年商品紹介事業の募集を行います。

◆7月期募集

- ① 第1回ジェトロ主催商談会：2026年10月15日・16日
- ② 第2回ジェトロ主催商談会：2026年12月8日・9日



昨年度ブース出展の様子

①・②ともに

会場：リーガルカオルーンホテル（住所：71 Mody Rd, Tsim Sha Tsui East）
参加バイヤー：100名程度（香港の食品輸入事業者、有力小売店、卸売企業、業界団体等）
参加方式：**ブース出展（対面方式）** または **サンプル展示※1（オンライン方式）**

※1 会場でサンプル展示を行い、バイヤーから引き合いがあった場合は、後日オンライン商談をアレンジ

- 通年商品紹介事業（通年：2026年9月頃～2027年3月）※2
商談会実施後も継続してバイヤーへの商品紹介を行います。

※2 今回、通年商品紹介事業のみのお申し込みは受け付けておりません。



昨年度サンプル展示の様子

<詳細スケジュール>

- 7月1日 募集開始（STEP1～STEP3）
- 8月中旬 採択通知

◆7月期募集における参加パターン

商談会への参加（ブース出展およびサンプル展示）をご希望の場合、下記の6つの参加パターンがあります。「①第1回商談会」に参加を希望の場合は、「②第2回商談会」会場でも商品情報及びサンプルをバイヤーへご紹介するため、「②第2回商談会」にもご登録ください。

	① 第1回商談会	② 第2回商談会	備考
1	ブース出展	ブース出展	
2	ブース出展	サンプル展示	
3	サンプル展示	ブース出展	
4	サンプル展示	サンプル展示	
5	—	ブース出展	新商品等で第1回に間に合わない場合
6	—	サンプル展示	新商品等で第1回に間に合わない場合

なお、商談会実施後のフォローを行いますので、「通年商品紹介事業」にも併せてご登録ください。5月期募集で「通年商品紹介事業」へご登録済みの方はご対応不要です。

【ブース出展をご希望される際の注意点】

第1回商談会及び第2回商談会ともに50ブースを設置予定です。応募者数が上限に達した場合、ブースの割り当ては、STEP3までのご登録完了の「先着順」とさせていただきます。

【参加パターン1の注意点】

応募状況に応じて、第1希望の商談会のみブース出展、あるいは両方の商談会ともサンプル展示になる可能性がある点を予めご了承ください。

6. 香港-① (1/2)

企画イベント：「第1回ジェトロ主催商談会」(10月)

◆基本情報

会場：リーガルカオルーンホテル（住所：71 Mody Rd, Tsim Sha Tsui East）

期間：2026年10月15日（木）・16日（金）

参加バイヤー：100名程度（香港の食品輸入事業者、有力小売店、卸売企業、業界団体等）

◆スケジュール〈第1回商談会に向けてのサンプル輸送〉

7月1日 募集開始（STEP1～STEP3）

8月中旬 採択通知

8月下旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

9月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに紹介

9月下旬 サンプル香港着、翌年3月まで委託事業者倉庫で保管

10月15日・16日 第1回商談会会場にて紹介

10月17日～3月 バイヤーの希望に応じてサンプルを提供（①通年商品紹介事業登録が条件）

◆対象商品

・食品全般（常温・冷蔵・冷凍）

（有望商品）

・酒類 ・飲料 ・調味料類 ・鶏卵、畜産物、水産物、青果物等

・即席食品（レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品）

・香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品（カテゴリは問わない）

◆対象要件

・出展商品が、香港の輸入規制に対応している、対応可能であることが必要です。

・ブース出展での参加の場合は、2日間の会期中、両日参加が必須です。（渡航・宿泊は自身で手配・自己負担。通訳は必要に応じてジェトロで手配しますが、自己負担。）

※ブース出展での参加をご希望の場合でも、お申込み多数の場合、ブースの割り当ては、STEP3までのご登録完了の「先着順」とし、オンライン方式でのご参加とさせていただきます。

※第1回商談会及び第2回商談会両方でブース出展を希望することは可能ですが、応募状況に応じて、第1希望の商談会のみブース出展、あるいは両方の商談会ともサンプル展示になる可能性がある点を予めご了承ください。

◆特徴

ブース出展（対面方式）とサンプル展示（オンライン方式）、いずれか選択いただきます。

①ブース出展（対面方式）の商談会実施

・香港市内の会場にて2日間、ブース出展の商談会を開催。

・事前マッチング商談+自由商談を想定。

・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェトロが作成。バイヤーに紹介。

②サンプル展示（オンライン方式）の商談会実施

・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェトロが作成。バイヤーに紹介。

・商談会会場にて、サンプルを展示。ジェトロ職員が来場バイヤーに紹介。

・バイヤーから引き合いがあった際は、ジェトロがオンライン商談をアレンジ（後日）。

・初回オンライン商談では、ご希望に応じ、ジェトロスタッフによる通訳（無料）を提供。

《次頁へ続く》

6. 香港-①（2/2）

企画イベント：「第1回ジェトロ主催商談会」（10月）

◆募集企業数

- ・ブース出展（対面方式）：50社（※原則、1社1ブース（1.4m×1.4mのスペース）を割り当てる想定）
- ・サンプル展示（オンライン方式）：40社程度

<ブース出展をご希望される場合の注意点>

応募者数が上限に達した場合、ブースの割り当ては、STEP3までのご登録完了の「先着順」とさせていただきます。また、第1回商談会及び第2回商談会両方へのブース出展を希望することは可能ですが、応募状況に応じて、どちらかのみのブース出展となる可能性がある点を予めご了承ください。

◆商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで



サンプルを香港へ輸送する際に必要となるすべての経費は出品者負担となります。また、商談会への出展料は無料ですが、出張される場合の旅費や通訳を手配する経費は出品者負担となります。

6. 香港-② (1/2)

企画イベント：「第2回ジェットロ主催商談会」（12月）

◆基本情報

会場：リーガルカオルーンホテル（住所：71 Mody Rd, Tsim Sha Tsui East）

期間：2026年12月8日（火）・9日（水）

参加バイヤー：100名程度（香港の食品輸入事業者、有力小売店、卸売企業、業界団体等）

◆スケジュール〈第2回商談会に向けてのサンプル輸送〉

7月1日 募集開始（STEP1～STEP3）

8月中旬 採択通知

10月下旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

11月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに紹介

11月下旬 サンプル香港着、翌年3月まで委託事業者倉庫で保管

12月8日・9日 第2回商談会会場にて紹介

12月10日～3月 バイヤーの希望に応じてサンプルを提供（①通年商品紹介事業登録が条件）

◆対象商品

・食品全般（常温・冷蔵・冷凍）

（有望商品）

・酒類 ・飲料 ・調味料類 ・鶏卵、畜産物、水産物、青果物等

・即席食品（レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品）

・香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品（カテゴリは問わない）

◆対象要件

・出展商品が、香港の輸入規制に対応している、対応可能であることが必要です。

・ブース出展での参加の場合は、2日間の会期中、両日参加が必須です。（渡航・宿泊は自身で手配・自己負担。通訳は必要に応じてジェットロで手配しますが、自己負担。）

※ブース出展での参加をご希望の場合でも、お申込み多数の場合、ブースの割り当ては、STEP3までのご登録完了の「先着順」とし、オンライン方式でのご参加とさせていただきます。

※第1回商談会及び第2回商談会両方でブース出展を希望することは可能ですが、応募状況に応じて、第1希望の商談会のみブース出展、あるいは両方の商談会ともサンプル展示になる可能性がある点を予めご了承ください。

◆特徴

ブース出展（対面方式）とサンプル展示（オンライン方式）、いずれか選択いただきます。

①ブース出展（対面方式）の商談会実施

・香港市内の会場にて2日間、ブース出展の商談会を開催。

・事前マッチング商談+自由商談を想定。

・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェットロが作成。バイヤーに紹介。

②サンプル展示（オンライン方式）の商談実施

・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェットロが作成。バイヤーに紹介。

・商談会会場にて、サンプルを展示。ジェットロ職員が来場バイヤーに紹介。

・バイヤーから引き合いがあった際は、ジェットロがオンライン商談をアレンジ（後日）。

・初回オンライン商談では、ご希望に応じ、ジェットロスタッフによる通訳（無料）を提供。

《次頁へ続く》

6. 香港-② (2/2)

企画イベント：「第1回ジェトロ主催商談会」(12月)

◆募集企業数

・ブース出展（対面方式）：50社（※原則、1社1ブース（1.4m×1.4mのスペース）を割り当てる想定）

・サンプル展示（オンライン方式）：40社程度

＜ブース出展をご希望される場合の注意点＞

応募者数が上限に達した場合、ブースの割り当ては、STEP3までのご登録完了の「先着順」とさせていただきます。また、第1回商談会及び第2回商談会両方へのブース出展を希望することは可能ですが、応募状況に応じて、どちらかのみのブース出展となる可能性がある点を予めご了承ください。

◆商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで



サンプルを香港へ輸送する際に必要となるすべての経費は出品者負担となります。また、商談会への出展料は無料ですが、出張される場合の旅費や通訳を手配する経費は出品者負担となります。

6. 香港

「通年商品紹介事業」

◆対象企業：全ての企業

商談会への参加（サンプル展示あるいはブース出展）をご希望の場合、商談会実施後も継続してバイヤーへの商品紹介を行いますので、「通年商品紹介事業」も併せてご登録ください。

<注意点>

5月期募集で既に「①通年商品紹介事業」へご登録いただいている方は対応不要です。

◆基本情報

場所：WEBカタログ展示

期間：2026年9月～2027年3月

商品数：STEP2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで

参加バイヤー：香港・マカオにおける食品輸入事業者、有力小売店、卸売業、業界団体等

◆スケジュール〈7月期募集〉

7月1日 募集開始（STEP1～STEP3）

8月中旬 採択通知

サンプル輸送スケジュールは商談会スケジュールに準じます。

※この他のタイミングでのサンプル輸送をご希望の場合は個別にご相談ください。

◆対象商品

・食品全般（常温・冷蔵・冷凍）

※一定期間のサンプル展示に向かない商品（鶏卵、畜産物、水産物、青果物等）は、WEBカタログへの掲載のみで、サンプルをご提供いただく必要はありません。

※現物サンプル展示はなく、委託事業者倉庫で保管

（有望商品）

・酒類 ・飲料 ・調味料類 ・鶏卵、畜産物、水産物、青果物等

・即席食品（レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品）

・香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品（カテゴリは問わない）

◆特徴：WEBカタログを用いた継続支援の実施

商談会と併せてご登録いただくことで、ジェトロがWEBカタログを用いてバイヤーに通年で商品情報を紹介します。サンプルをお預かりしている場合は、バイヤーの希望に応じてサンプルをバイヤーへ送付します。

6. 香港- [各展示共通事項]

サンプル輸送方法

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

◆サンプル輸送方法

- ・ サンプル輸送の手続きは、出品者確定後にジェトロが委託する事業者よりご案内いたします。
- ・ 輸送の方法は次の4つのパターンからご選択いただく予定です。

A：香港までの通関・輸送をジェトロ委託事業者に依頼する場合

国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。

国内指定倉庫から香港までの通関・輸送はジェトロが委託する事業者が対応します。
ジェトロが委託する事業者が輸入者となります。

B：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、ジェトロ委託事業者を輸入者とする場合

香港内の指定倉庫あてに、ジェトロ委託事業者を輸入者として、
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

C：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、貴社指定事業者を輸入者とする場合

香港内の指定倉庫あてに、貴社指定事業者を輸入者として、
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

D：貴社指定事業者等がハンドキャリーにより展示会場まで運ぶ場合

ハンドキャリーによりサンプルを香港に持ち込む場合は、
香港政府食物環境衛生署（FEHD）に届け出を行っていただく必要がございます。

◆請求方法（AまたはBの場合）

- ・ 発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェトロが委託する事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。発生費用は、ジェトロが委託する事業者から出品者へ直接請求いたします。

◆留意点

- ・ 輸入ライセンスが必要な品目については、原則EMSで輸送いただくことができません。ジェトロが委託する事業者に通関・輸送を依頼いただくか（パターンA）、自社で通関・輸送を行う（パターンC）場合のみ、サンプル輸送受付可能です。輸送が難しい場合は、サンプルは送付せず、カタログ紹介事業のみをお勧めいたします。

※輸入ライセンスが必要な商品：

牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類

6. 香港- [各展示共通事項]

費用負担内訳

！ 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆費用負担内訳

ジェトロの負担：

- ・ サンプル展示の設置・運営・商談アレンジ・オンライン商談の通訳に係る経費
- ・ 商談会の運営に係る経費（会場費、バイヤー来場アレンジ）
- ・ 香港内のサンプル保管費
- ・ 香港内のサンプル輸送費（ジェトロ委託事業者の指定倉庫からジェトロの指定場所まで）

出品者の負担：

- ・ 食品サンプル費（出品する食品サンプル代）
- ・ 出品者から、ジェトロ委託事業者が指定する香港内の指定倉庫までの輸送費
- ・ 通関・輸送に必要な登録・証明書発行等に係る費用およびその郵送料、通信費
- ・ 物品税（対象品目のみ）
- ・ 梱包などの資材費及びその作業料
- ・ 輸送貨物に対する保険料
- ・ ジェトロ委託事業者が、出品者からの依頼に応じて作成・取得する書類に係る費用
- ・ 輸入代行費用（ジェトロ委託事業者に輸入代行業務を依頼する場合）
- ・ 商談会にブース出展で参加する際の渡航・宿泊・通訳に係る費用

◆留意点

- ・ 出品者負担費用の目安は、ご参考として次頁に記載しております。
- ・ 輸送費のお支払いは、ジェトロが委託する事業者への国内振込となります。
- ・ 出品者負担費用の目安は、過去の実績および香港の複数の事業者による参考見積価格をもとにジェトロが試算したものです。今後、変更の可能性がございます。最終的な金額は、採択通知後にジェトロが委託する事業者よりお知らせします。

（参考）費用負担早見表

	①国際輸送料	②取扱い手数料	③動物検疫検査料	④輸入ライセンス取得代行手数料	⑤物品税
パターンA	○	○	△		
パターンB	—	○	△		
パターンC	—	—	△ （※ジェトロが委託する事業者を介さない）		
パターンD	—	—	△ （※ジェトロが委託する事業者を介さない）		

○必須 △対象商品が該当すれば必要 —不要

※③対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※④対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類

※⑤対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

6. 香港- [各展示共通事項]

(参考) 出品者負担費用の目安

！ 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

(参考) 出品者負担費用の目安

①国際輸送料

常温：JPY 1,800/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

冷蔵：JPY 2,300/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

冷凍：JPY 2,500/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

※輸送区間：国内指定倉庫～香港内の指定倉庫

※出品者から国内指定倉庫までの輸送費は出品者の負担となります。

※冷蔵/冷凍品の貨物重量は空港で追加される蓄冷剤、ドライアイスの重さも含まれます。

※最低引受重量は、企業や商品ごとではなく、温度帯ごとに適用されます。

(例) 常温a商品、冷蔵b商品、冷蔵c商品を輸送する場合

→最低引受量は、常温：常温aで10kg、冷蔵：冷蔵b+cの合計で10kg

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者に依頼する場合) を選択された方は当該費用が発生します。

②取扱い手数料 (輸入者代行)

JPY12,000/社 程度

※輸出入通関申告に必要な書類作成料も含まれます。

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者に依頼する場合) または B (香港までの通関・輸送を、出品者自身で手配し、ジェットロ委託事業者を輸入者とする場合) を選択された方は当該費用が発生します。

③動物検疫検査料 (日本側)

JPY 22,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に当該費用が発生します。

④輸入ライセンス取得代行手数料 (香港側)

JPY 24,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に当該費用が発生します。

⑤物品税 (アルコール度数30%以上の酒類)

1本当たりの輸入価格が200香港ドル以下は100%、200香港ドルを超える部分は10%
(参考) (ジェットロ) ビジネス短信 (2024年10月24日)

※対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に当該費用が発生します。

6. 香港- [各展示共通事項]

香港の輸入規制

◆香港の輸入規制

- ・ 指定施設等が定められている品目については、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

(ご参考) 証明書や施設認定の申請 (農水省)

- ・ 2023年8月24日以降、香港では10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の以下の産品について、輸入が禁止されております。
規制対象商品でないことをご確認ください。

1. 水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）
2. 海塩
3. 海藻（加工品を含む）

(ご参考)

東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応 (農林水産省)

- ・ ジェトロでは品目ごとに規制情報をまとめています。
お申込み前にご確認をお願いします。

(ご参考) 日本からの輸出に関する制度 (ジェトロ)

(ご参考) 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム-カントリーレポート (ジェトロ)

7. キャンセル規定

・出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にジェトロまでお知らせください。ご案内する所定のフォームにて手続きをお願いすることになります。出品確定前に申し込みを取消される場合には、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。

・**輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合もございます。**

・**自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます。**

8. 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点评価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェトロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェトロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品を紹介します。バイヤーが関心を示した場合、出品者にはジェトロ経由で見積や商談（オンライン含む）の連絡をします。

ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業：

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html）

10. 留意事項

1. 本事業は、「新規輸出 1 万者支援プログラム」と「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」との連携事業となっています。お申し込み時に「輸出に対する新たな取り組みであること」が確認できた場合は「新規輸出 1 万者支援プログラム」に、「農林水産物・食品の輸出拡大に該当すること」が確認できた場合は「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」にそれぞれ登録いたします。
2. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ジェットロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
4. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
7. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
9. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
10. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
11. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
12. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
13. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
14. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
15. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
16. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
17. ジェットロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
18. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
 - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 20.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

1 1. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

1 2. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2026